

飼料用油脂再生業者のための認証制度実施の手引き

平成 27 年 5 月

一般社団法人 日本科学飼料協会

1 飼料用油脂再生業者認証制度の導入の背景

食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂（Used Cooking Oil、以下「UCオイル」とする。）の多くが飼料用油脂として配合飼料の原料に再利用されています。

UCオイルは、流通ルートが多岐にわたることから、有害物質混入などの事故が発生した場合、その影響は広範囲に及びます。このため、日頃よりUCオイルの安全を確保するとともに、事故発生時は迅速にトレースバックできる体制を整えることが重要になります。

このような現状を踏まえ、一般社団法人 日本科学飼料協会は、UCオイルの安全を効果的に確保することを目的とし、平成24年度から農林水産省の循環資源等利用飼料安全確保対策事業を活用し、関係事業者（油脂回収業者、再生業者、レンダリング業者及び配合飼料製造業者）、学識経験者及び農林水産消費安全技術センターから構成される事業推進委員会の意見を聴きながら、UCオイルの取扱いに関する認証基準及び認証のための実施要綱を策定したことから、平成27年5月より「飼料用油脂再生業者認証制度」の申請の受付を開始しました。

2 用語の定義

本認証制度で使用している用語の定義は以下のとおりです。

(1) UCオイル

食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂をいう。

(2) 排出事業者

外食産業（飲食店、レストラン、旅館、ホテル、学校及び福祉施設等の給食サービス部門を含む。）及び食品製造業等の事業活動において、UCオイルを排出する事業者をいう。

(3) 回収業者

UCオイルを排出事業者から回収し、再生業者又はレンダリング業者に納品する業者をいう。

(4) 再生業者

UCオイルを回収業者から受入れて精製・調製し、レンダリング業者又は

飼料製造業者等に出荷・販売する業者をいう。

3 飼料用油脂再生業者認証制度の業務実施体制

一般社団法人日本科学飼料協会が本認証制度を運営する実施主体です。本協会内に外部有識者等で構成される飼料用油脂再生業者認証制度運営委員会を設置し、認証に係る審査や本認証制度の運用に係る事項の決定等を行います。

運営委員会の構成は、独立行政法人農林水産消費・安全技術センター（以下「FAMIC」といいます。）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所および本協会理事長で構成されています。

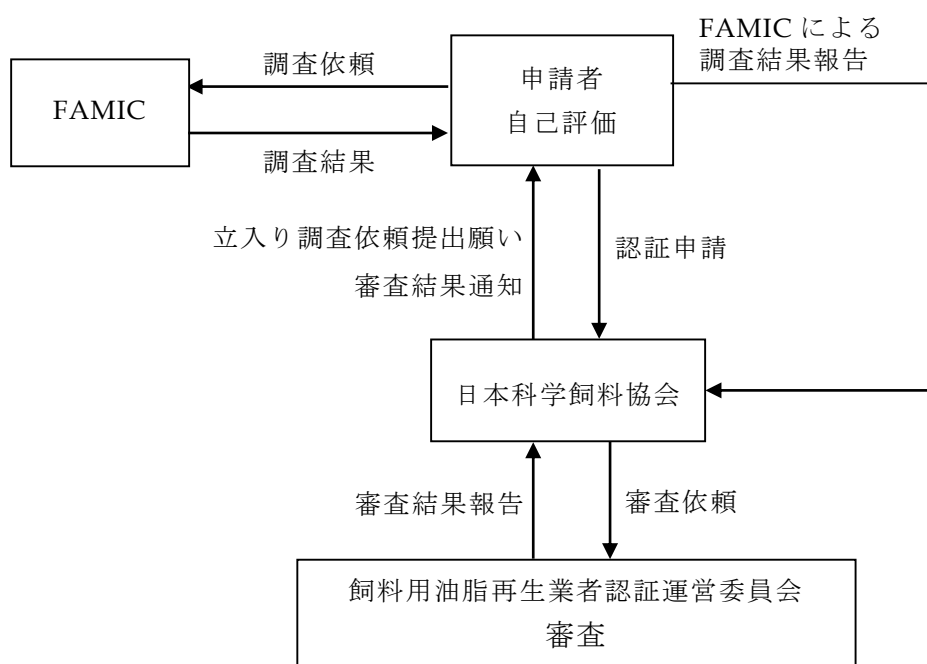
4 認証の対象となる事業者

本認証制度では、UCオイルが再生利用される場合に必ず経由される「再生業者」を認証対象としています。

5 認証の手続き

認証までの手続きの流れは以下のとおりです。

なお、本認証制度では、原則として、FAMICによる立ち入り調査を受けていただくこととなりますが、運営委員会等の判断によっては不要になる場合もあります。



(1) チェックリストによる自己評価

チェックリストには、本認証制度において認証を受けるために必要な要件が盛り込まれています。貴社が、本認証制度において要求している事項に合致しているかをご自身で確認して下さい。

(2) 申請

飼料用油脂再生業者認証申請書に、以下の書類を添えて本協会（東京都中央区新川2-6-16）までお送り下さい。受理次第、申請料金の請求書を発行させていただきますので、指定口座にご入金下さい。

- ① (1) で自己チェックを行ったチェックリスト
- ② 製品規格書
- ③ 工程管理基準書等、品質管理及び製造管理について定めた書類
- ④ 定期的な品質検査を行っていることが証明できる書類
- ⑤ 施設の平面図及び工程図
- ⑥ 品質確保等に係るトレーサビリティが確認できるデータや書類の写し
- ⑦ 飼料製造業者届の写し又は食品リサイクル法に基づく再生利用事業登録証明書の写し

(3) FAMICに対する立入り調査依頼

申請書受理次第、本協会からFAMICに対して申請者に対する立入り調査の必要性を確認し、必要となった場合には、その旨を記載した文書をお送りいたしますので、FAMICに対して立入り調査を依頼して下さい。

FAMICによる立入り調査の窓口は、立入り調査を実施する事業場の所在地を管轄するFAMIC本部又は地域センターになります。なお、FAMIC本部又は地域センターの窓口および業務区域は、以下のとおりです。

札幌センター 肥飼料検査課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第二合同庁舎

TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-6737

管轄区域：北海道

仙台センター 肥飼料検査課

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第三合同庁舎

TEL 050-3797-1893 FAX 022-295-0446

管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

本部 肥飼料安全検査部 飼料管理課

〒330-9731 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 050-3797-1857 FAX 048-601-1179

管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、長野県、新潟県、静岡県

名古屋センター 飼料検査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎第二号館

TEL 050-3797-1902 FAX 052-231-8569

管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県

神戸センター 飼料検査課

〒650-0047 神戸市中央区港島南町 1-3-7

TEL 050-3797-1915 FAX 078-304-7426

管轄区域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、
島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

福岡センター 飼料検査課

〒813-0044 福岡市東区千早 3-11-15

TEL 050-3797-1921 FAX 092-682-2943

管轄区域：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県

(4) FAMICによる立入り調査

FAMICの担当官が貴社で認証を受けようとしている事業場に調査に伺い、本認証制度で要求している認証基準への適合状況を確認します。適合状況の確認後、FAMICから調査結果が通知されますので、調査結果通知書の写しを協会までお送り下さい。

なお、FAMICによる立入り調査には別途立入り調査手数料および立入り調査旅費が必要になります。

6 認証までに要する標準期間

認証申請書を受理してから、認証結果通知書が交付されるまでの期間は、3ヶ月程度を予定しています。ただし、申請の内容や、申請数等により多少遅延する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 申請料金

1 事業場につき 32,400 円（消費税 8 %を含む）